

府立の病院改革の取組状況

大阪府衛生対策審議会答申「今後の府立の病院のあり方、果たすべき役割について」(平成14年9月)

《 府立の病院の役割 》

府内全域を対象とした「広域行政医療」の提供
府域の医療水準を向上させるための役割
(普及啓発、情報収集・発信、教育・人材養成等)

《 診療機能の基本方針 》

病院間の役割分担を踏まえた高度専門医療への重点化
効率的・効果的な医療サービスの提供

《 運営形態の検討 》

府立の病院が担うべき役割を継続的に果たしていくためには、経営改善に向けた不断の取組を自律的に進める運営形態への転換が不可欠
地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人制度を選択肢として、府立の病院にふさわしい運営形態の具体化を検討すべき

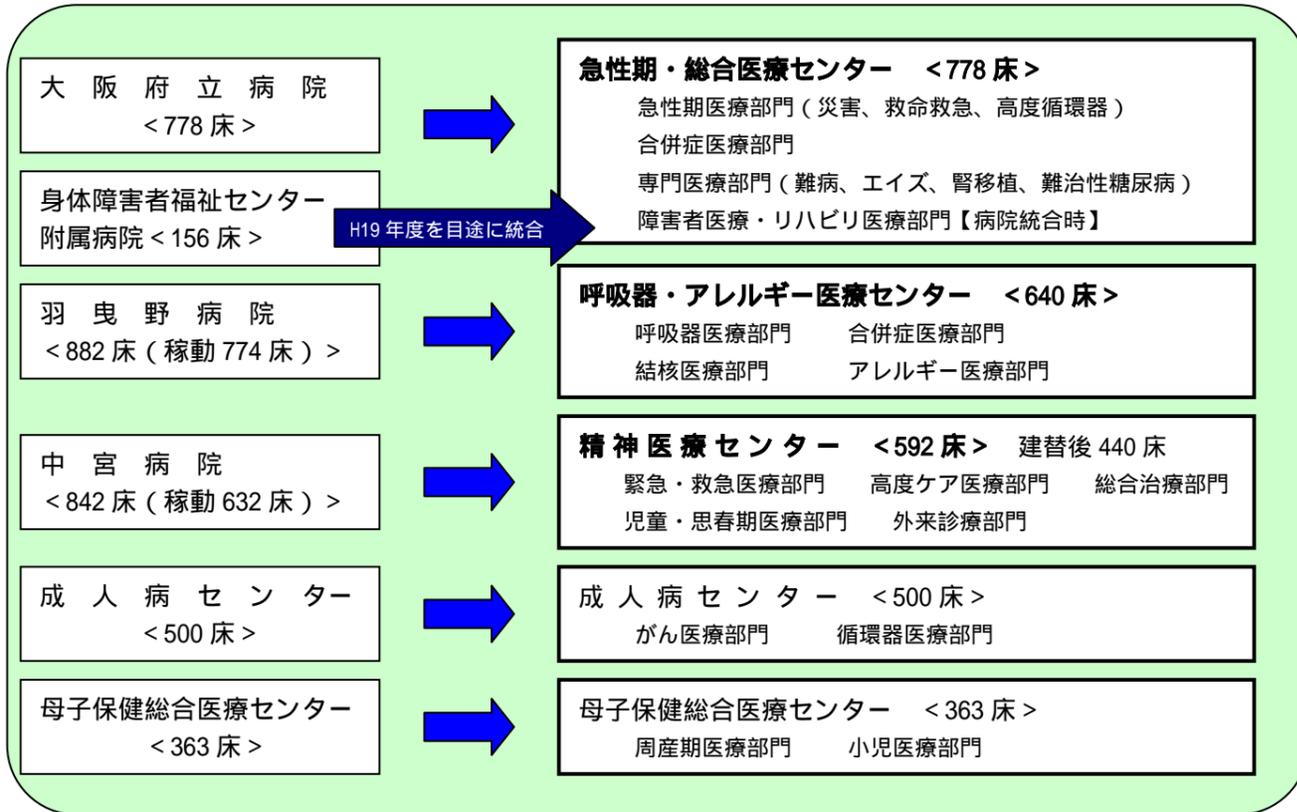
府立の病院改革プログラム<診療機能の見直し編>

1. 基本方向

- (1) 診療機能の重点化と明確化
- (2) 医療機関の役割分担と連携

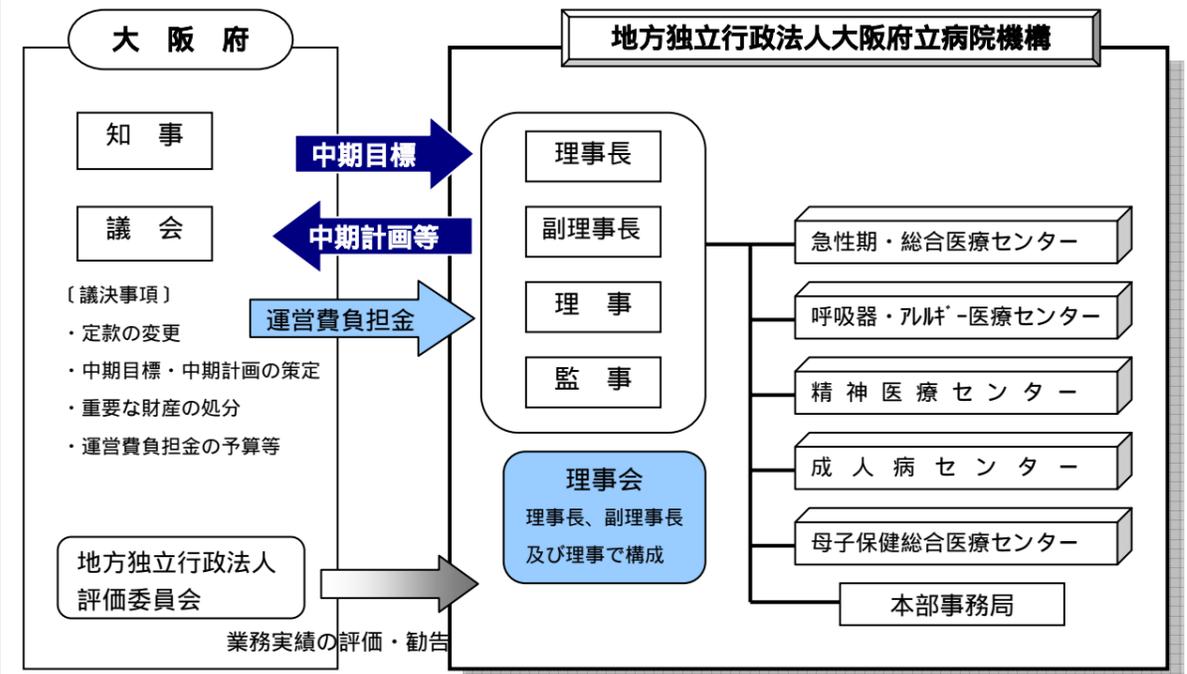
2. 取組内容

- 病院名称の変更
提供する高度専門医療を表す病院名称へ変更
- 診療機能
診療科の再編・名称変更、病床の再編、病院の統合等



府立の病院改革プログラム<運営形態の見直し編>

1. 地方独立行政法人大阪府立病院機構の設立(平成18年4月予定)



2. 改革の基本理念

- (1) 高度専門医療の提供と府域の医療水準の向上
- (2) 患者・府民の満足度向上
- (3) 安定的な病院経営の確立

3. 新法人による改革の内容

- (1) 府民に提供するサービスの質の向上
- (2) 業務運営の改善・効率化
- (3) 財務内容の改善
- (4) 医療水準向上のための投資

【取組状況】

- H14.12 「府立の病院改革プログラム-診療機能の見直し編」(案)の公表、パブリックコメント実施
- H15.3 大阪府病院事業条例の改正(病院名称・病床数の変更)
「府立の病院改革プログラム-診療機能の見直し編」策定
- H15.10 3病院(急性期・総合医療センター、呼吸器・アレルギー医療センター、精神医療センター)の名称変更
- H16.4 3病院の病床再編

【取組状況】

- H16.12 「府立の病院改革プログラム-運営形態の見直し編」(素案)の公表
パブリックコメント実施
- H17.3 地方独立行政法人大阪府立病院機構定款の議決
「府立の病院改革プログラム-運営形態の見直し編」策定